

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）附則 2 条 1 項の規定に基づく特例給付（以下「特例給付」という。）額改定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 2 年 1 0 月 7 日付けでした特例給付額改定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当である旨主張し、特例給付から児童手当給付への変更を求めている。

- (1) 出生のため児童手当額改定請求を行ったが改定されたのは支給人数のみで支給区分の見直しは行われていない（前年の所得金額が 6, 9 1 4, 0 9 4 円で扶養人数が 1 人であったため所得制限を超えたため令和 2 年 6 月から特例給付区分に変更となっていたが、8 月に双子出生のため扶養人数が 3 人となり所得制限が 7, 4 4 0, 0 0 0 円に引き上げられるため所得制限を超えない）。

通常、前年の所得金額と税法上の扶養人数で支給区分が決定されるが、児童手当制度の目的（家庭等の生活の安定に寄与す

る、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する)を鑑みると児童手当額改定請求の際に支給区分も見直されるべきである。

- (2) また、法6条2項には「児童手当の額は国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」とある。コロナによる社会情勢のため、出勤停止、手当の減額、および残業が減ったことにより今年の所得がおおよそ200万円程度減ることが予測され、区分変更の検討をいただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年5月18日	諮問
令和3年7月9日	審議(第57回第3部会)
令和3年8月2日	審議(第58回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当について

ア 法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童(支給要件児童)を監護し、かつ、これと生計を同じくする

その父又は母であつて、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。

そして、法5条1項は、4条1項1号から3号までのいずれかに該当する者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一年計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、法施行令（1条）で定める額以上であるときは、児童手当を支給しない旨を規定している。

また、法7条1項は、児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない旨を規定している。

そして、法9条1項は、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、支給を受けている者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う旨を規定している。

イ 法施行令1条は、法5条1項に規定する額は、扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童一人につき38万円を加算した額とする旨規定し、法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定している。

また、法施行令3条（令和2年政令第381号（令和3年1月1日施行）による改正前のもの）1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額等の合計額から8万円を控除した額とす

る旨規定する。

(2) 特例給付について

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、同条 2 項は、同条 1 項の特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、5 千円に同条 3 項において準用する 7 条 1 項又は 3 項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

なお、法 7 条 1 項及び 9 条 1 項の各規定は、法附則 2 条 3 項により特例給付に準用され、また、法施行令 7 条の規定により、児童手当の受給資格者は特例給付の受給資格者に読み替えるものとされている。

2 本件処分について

これを本件についてみると、処分庁は、「児童手当・特例給付現況届（令和 2 年度）」の提出を受け、請求人の所得調査をしたところ、平成 31 年中の請求人の控除後所得額が 6, 834, 094 円であり、児童手当の所得制限限度額 6, 600, 000 円を超えていることを確認したことから、請求人について、児童手当が支給されない者に該当すると判断した上で、長女に係る法附則 2 条 1 項の規定に基づく特例給付を支給することを決定したことが認められる。

そして、処分庁は、令和 2 年 8 月 21 日に出生を理由とする「児童手当 額改定認定請求書」の提出を受け、所得制限限度額の判定は、前年の 12 月 31 日における扶養親族等の数に応じて行うものであることから（法 5 条 1 項）、児童手当の所得制限限度額 6, 600, 000 円（扶養親族等 1 名）により判定し、本児らを対象とした特例給付を支給することとし、支給対象児童数

を3人、手当月額を15,000円、支給開始年月を令和2年9月からとする特例給付額の改定を行うことを決定したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものといえることができる。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第3・(1)のとおり主張する。

しかし、本件処分が上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたことは上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

(2) 請求人は、上記第3・(2)のとおり主張する。

しかし、法6条2項による「改定の措置」は、立法府が検討すべきものであり、行政機関である処分庁は、現行の法令の規定を所与のものとした上でこれに基づいて処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁においても、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うものであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

(3) したがって、請求人の主張はいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成